

青森県報

第七百二十四号

令和六年
二月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 十和田湖浄化センターから生じた濃縮汚泥の処理に関する事務の委託……………(都市計画課) ……一

公 告

- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……二

公 営 企 業

- 青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札……………(病院局) ……五

告 示

青森県告示第八十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
むつ市大畑町大畑道二七の三 株式会社 金城水産	大畑町区域 同組合の地区	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町釣屋浜一四の一 株式会社 金亀水産	うち甲の地区 むつ市大畑町八幡湯坂、湯坂下、孫次郎、間、大畑道、二枚橋、釣屋浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋川、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川平一の一 古村 光春	うち乙の地区 甲の地区を除く区域	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町二枚橋二四 杉本 順一		底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川八四 松本 順一		底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

青森県告示第八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、次の規約により十和田湖浄化センターから生じた濃縮汚泥の処理に関する事務を十和田市に委託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

令和六年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

十和田湖浄化センターから生じた濃縮汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 青森県は、十和田湖浄化センターから生じた濃縮汚泥の処理に関する事務

(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、十和田市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、十和田市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、青森県の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、十和田市長が青森県知事と協議して定める。

この場合において、十和田市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を青森県知事に送付しなければならない。

(条例等の制定等の場合の措置)

第四条 十和田市長は、委託事務の管理及び執行について適用される十和田市の条例等の制定又は改廃があったときは、直ちに当該条例等を青森県知事に通知しなければならない。

(補則)

第五条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、青森県知事と十和田市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

令和六年二月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時

令和六年三月二十一日 午後六時三十分から

二 開催の場所

岩木川浄化センター 二階会議室

弘前市大字津賀野字浅田一六八

三 案件

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和六年三月四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

弘前市上下水道部総務課 弘前市大字賀田一丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道の変更（青森県決定）
「3. 下水道管渠」中、岩木・弘前幹線、浪岡・田舎館幹線、常盤・田舎館幹線を次のように変更する。

名	称	位 置		備 考
		起 点	終 点	
岩木・弘前幹線		弘前市大字津賀野字瀬ノ上	弘前市大字一町田字早稲田	
浪岡・田舎館幹線		田舎館村大字堂野前字種井	青森市浪岡大字女鹿沢字赤茶	
常盤・田舎館幹線		田舎館村大字東光寺字村井	藤崎町大字徳下字一本木	

「管渠幹線の区域は計画図表示のとおり」

「4. その他の施設」中、岩木・弘前幹線、浪岡・田舎館幹線、常盤・田舎館幹線を次のように変更する。

名	称	位 置	備 考
平賀中継ポンプ場		平川市荒田下駒田地内	約1,000㎡
弘前中継ポンプ場		弘前市大字船水一丁目地内	約800㎡
浪岡中継ポンプ場		青森市浪岡大字女鹿沢字赤茶地内	約700㎡
平賀第二中継ポンプ場		平川市沖館向野地内	約700㎡
岩木川浄化センター		弘前市大字津賀野字浅田及び字瀬ノ上地内 藤崎町大字藤崎字樋口地内	約181,300㎡

本都市計画区域における土地利用を勘案し、検討した結果、本案のように計画し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、都市の健全な発展に資するためのものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

弘前市上下水道部総務課

2 閲覧期間

令和六年二月十九日から三月四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

公 営 企 業

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和六年二月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立つくしが丘病院清掃業務

2 業務内容

入札説明書による

3 業務委託期間

令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの三年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

4 業務場所

青森県立つくしが丘病院（青森市大字三内字沢部三五三の九二）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成三十一年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された業務体制が整備されていることを証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有すること並びに入札説明書に示す証明書等について次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数

二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に証明書及び入札説明書に基づく本業務の業務計画書等の関係資料を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明を求められた場合には、これに應じるとともに、必要な場合には、当該申請書等の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院（青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室）

電話 ○一七―七八七―二二二一

2 入札書の提出期限

令和六年三月二十七日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院 三階会議室

令和六年三月二十七日 午前十一時

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県病院局財務規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十三号）第八十二条第一項において適用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。

6 契約書の取り交わし時期

令和六年四月一日

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

8 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した三の1の申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積総額のうち一事業年度分の金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

九 入札手続の停止等

令和六年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural
Tsukushigaoka Hospital

2 Fulfillment period:
From April 1, 2024 through March
31, 2027

3 Time limit for tender:
11:00 a.m. March 27, 2024

4 Contact point for the notice:
Aomori Prefectural Tsukushigaoka
Hospital
353-92, Sawabe, Sannai
Aomori City, Aomori 038-0031
JAPAN
TEL 017-787-2121

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭